

第4回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会

議 事 要 旨

開催日時	令和4年12月14日（水）午後1時30分～午後3時20分	
開催場所	福祉交流館すてっぷ宮代 多目的室しいがし	
委員6名	出席	吉澤久美子委員、高橋久美子委員、富澤美津江委員、田村安雄委員、齊藤由賀里委員、近藤莉歩委員
	欠席	
事務局	宮代町福祉課：宮野課長、荒川主査、埜中主任	

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
- 3 その他
- 4 閉会

(1) 宮代町手話言語条例（素案）について 資料1-1、資料1-2

【会議資料】

- ・ 第4回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 次第
- ・ 資料1-1 宮代町手話言語条例（素案）
- ・ 資料1-2 宮代町手話言語条例（素案）

【資料の確認】

開会に先立ちまして、本日の資料の確認でございますが、3枚お手元でございますでしょうか。

1 開会

（宮野課長）

それでは、第4回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会をはじめます。

本日は副課長の小島が不在ですので、私宮代町福祉課長の宮野が司会を務めます。よろしくお願ひします。

本日は6名の委員の御出席をいただいております。本委員会設置要綱第6条第2項に規定されております、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここからの進行につきましては、委員長にお願いいたします。

吉澤委員長、よろしくお願ひいたします。

2 議事

(吉澤委員長)

それでは次第に基づきまして進行をさせていただきます。次第2 議事でございます。本日の議題は、お手元の次第でございますとおり、1つでございます。議事(1) 宮代町手話言語条例(素案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(1) 宮代町手話言語条例(素案)について、ご説明します。

第3回検討委員会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて資料を2種類作成しました。資料1-1は全体をですます調にしたものとなっております。

資料1-2は前文のみですます調にし、本則はである調にしたものとなっております。

第2条に「手話を必要とする人」の定義を規定しています。「この条例において「手話を必要とする人」とは聴覚障がい者のうち手話を使い日常生活をおくる者をいいます。」を加えています。

附則で施行日を定めますが、条例の施行日については、成立後直ちに施行するために、「公布の日から施行する」としています。以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。ただいま事務局より宮代町手話言語条例の素案について説明がありました。こちらの内容について質疑、検討を致していきたいと思います。今日は最終チェックになるので、2つ用意してもらった、ですます調、である調のどちらが良いか最初に皆さんにご意見いただいきたいと思います。その後は一文一文確認させていただきたいと思います。

前回の要望に合わせて事務局に書き方を変えたものを2つ用意してもらいましたが、皆さん出来上がったものを読んでみてどうでしょうか。

(齊藤委員)

自分ではですます調の方が良いと思っています。ですます調の方が優しい感じがして受け入れやすい感じがします。ですが、いいきりの形は意思の強さがでてくるというメリットはあると思います。県や国の場合はわりと強めのいいきりで良いと思いますが、宮代町という小さい自治体の中では、まずは読んでみよう、受け入れてみようというところからではないでしょうか。ですので、ですます調が良いのではないのでしょうか。インターネットでもその辺りは話題になっています。自治会条例を作っていて、アンケートを取っているところもあります。その中で見ていくと、小さいところでは7割くらいの方がですます調の方が命令口調ではなくて良いと回答していました。いいきりの形では上から目線のような雰囲気を受けてしまうのではないかと思います。なので、私はですます調の方が受け入れられやすいと思いました。

(吉澤委員長) ありがとうございます。他の皆さんはいかがでしょう。

(高橋委員)

一般の住民として受け入れられやすいのはですます調かと思います。理由は齊藤委員と同じです。

(吉澤委員長) ありがとうございます。では続けて宜しいですか。近藤委員お願いします。

(近藤委員)

効力に変わりがないのであれば、読みやすいもので親しみやすいものを考えますとですます

調が良いのではないかと思います。

(吉澤委員長) ありがとうございます。では田村委員いかがでしょうか。

(田村委員)

私は、文章は得意ではないのですが齊藤委員より話がありましたとおり、宮代町は小さい自治体なので優しい文章の書きの方が良いのではないかと思います。

(吉澤委員長) ありがとうございます。では富澤委員お願いいたします。

(富澤委員)

昨日手話の会の定例会があったので、そこで皆さんに要綱の資料を見てもらい意見をもらいました。前文に関してはですます調で受け入れやすいと思うので良いと思います。目的以下の条例の内容に関しては優しいというイメージも必要かとは思いますが、条例の内容の理解を広めるためには、である調の方が良いのではという意見が昨日の手話の会の定例会では多かったです。他の地域のところを見ても、前文はですます調でも、目的以降についてはである調がほぼほとんどでした。吉川市の場合は全文、ですます調となっていました。最初に配布された白岡市、久喜市、三芳町については、前文はですます調で、条例の方はである調となっています。条例として強いイメージを与えるのかということとそこまででは無いかと思います。条例だからこれを目的として進んでいくという気持ちを入れるのであれば、である調で簡潔に表現した方が私は良いと思います。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。2つのご意見が出ましたが、どちらも納得のいくご意見かと思えます。それぞれ近隣市町村のことや最近のトピックのことをお調べいただきご意見いただけたのを大変うれしく思います。大前提として、前文はですます調にしましょうと同意を得ているところです。私はですます調から始まって目的以降をである調に変えた方がメリハリがあるという印象を受けました。宮代町にはですます調の条例が2つほどあると以前報告を受けています。どうなのかと思っていましたが、出来上がったものを見てみると意外とすらすら読める、違和感がそれ程ないという感じを受けました。どちらも素敵ですがここは決めなければいけないところなので。田村委員さんは、元々条文は難しいのでですます調の優しい言い方が受け入れやすいのではないかといいところであったと思います。皆さんのご意見ではですます調が良いのではないかといいご意見が多かったのではないかといいところでしょうか。

(齊藤委員)

官公庁の方はである調の文体でも慣れていると思うので違和感はないと思いますが、若い方など色々な方がいらっしゃるので、ですます調の方が受け入れやすいのではないかと思います。

(吉澤委員長)

内容も盛りだくさん書かれているものではないのでさらりと読めると思います。ですます調でもしつこさは感じないと思います。大事な推進方針は箇条書きとなっているので、問題は無いのではないのでしょうか。元々ですます調で町民の立場に立った時に町民に受け入れやすいかどうかということから始まっています。私は良い悪いではなくですます調で表現した時に違和感があるかないかで、自然に入る形であれば良いかと思えます。このですます調での条文という話がでていて、田村委員よりもですます調の方が馴染みがあるというご意見もいただいておりますので、ですます調タイプの新しい形でいくのも宮代町らしさかなと感じました。よろし

いでしょうか。

(委員全員了解する。)

(吉澤委員長)

それでは資料1-1をベースとして最終的な文言の確認をしていきたいと思います。前文も一文ずつ見ていきたいと思います。

「手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話を必要とする人は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。」

前回の意見の中で手話言語や手話という表現でしたので、定義のところで、手話を必要とする人の意味を書いて、表現を統一しましょうというところで、手話言語ではなく手話という形が良いのではないかというところでした。ここまでのところで何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。次に進みます。

「しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。」

ここも手話言語を手話に変えています。ここについていかがでしょうか。前回は訂正はありませんでした。

(富澤委員)

しかしながらの次のところで、「これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかった」とありまして、そのとおりなのですが、環境が無かったわけではなく、足りない部分があったのではないかということから、「十分に整えられてこなかった」とした方がニュアンス的に良いのではないかと思います。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。「これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった」ということですね。柔らかくて良いと思いますがいかがでしょうか。この充分はどちらの「じゅう」を使いますか。充実の「充」を使いますか。田村委員どうでしょうか。どちらの方が馴染みがあるなどありますか。

(富澤委員) 他の市町村では「充」を使っていました。

(田村委員) 「充」の字の方がいいかと思います。

(吉澤委員長) では充分にと加えます。では次に行きます。

「こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として明記されました。」

前回皆さんと検討したところですよ。よろしいでしょうか。

「これを受け、宮代町は手話が言語であるということを全ての町民が理解し合い、ともに支え合い、手話を使って安心して暮らすことができることを目指し、この条例を制定します。」

こちらは皆さんの熱い想いが込められています。宮代町という宣言を入れた方が良いというご意見があったので、これを受けの後に宮代町はという表現を入れています。手話を必要とする人もしない人もということでは省いています。手話言語を全て手話に統一しています。すっ

きりした文章に変わったかと思います。よろしいでしょうか。何かありますか。

(富澤委員) スクリーンにて、赤ラインの入っている「聴覚障がい者」が目に入ってしまう。

(吉澤委員長)

議論している所をスクリーンにて色付けしていきます。繰り返しますが、ここに宮代町と入れることで、町としてはというところを強く強調しました。よろしいでしょうか。これで前文が終わりました。素敵な前文が出来たと思います。次に目的以降の部分になります。

「(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務、町民の役割及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。」

前回のところで、「手話に関する施策を総合的かつ計画的に施策を推進し、もってともに支え合う地域社会を実現することを目的とします」と続いていた表現の修正と「もってともに」の「もって」を省いたところ です。更に加えるや変更はございますか。大丈夫でしょうか。では次に行きます。前回の議論で新たに加わった部分です。

「(定義) 第2条 この条例において「手話を必要とする人」とは聴覚障がい者のうち手話を使い日常生活をおくる者をいいます。」

ここで皆さんと良い意見交換ができて、聴覚障がい者の方と一言で言っても色々立場が違うというご意見を皆さんからいただきました。そのような中で、手話を必要な方がどのような方を明記しました。何かこの表現でご意見はございますか。

(富澤委員)

私が一番気になっているのは「聴覚障がい者のうち」の部分です。「聴覚障がい者」と限定してしまつては例えば障がい児や言語障がいの方やたまたま話せない方が当てはまらないと思います。「聴覚障がい者」と限定しないで、「聴覚や様々な障がいにより、手話を重要なコミュニケーション手段として日常生活をおくる者をいいます。」とした方がコミュニケーションの手段として手話が欠かせないという方たちが入るのではないのでしょうか。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。確かに障がい児もいるし、別の病気で言葉を失う方もいることを考えると、聴覚障がい者に限定してしまうと当てはまらない方も出てくるのではということですよ。 「聴覚や様々な障がいにより、手話を重要なコミュニケーション手段として日常生活をおくる者をいいます。」ということですかね。富澤委員からこのようなご意見をいただきましたが皆さんいかがでしょうか。定義は大事ですよ。

(田村委員)

職場で音声聞こえない男性の方がいます。この方は言語障がいをお持ちです。私は難聴で聞こえが悪いです。彼が発するものは曖昧で不明瞭です。その方には聴覚障がいはありません。そういったことも含めて考えた方が良いかと思います。こちらの文を読みますと聴覚障がい者だけと捉えられる案だったので、別の障がいのある方もいることが含まれば良いのではないかと思います。

(近藤委員) 障がいの「がい」は漢字と平仮名がありますがどちらなのでしょう。

(吉澤委員長)

法律的に決められているものは漢字であり、文章の中ではどちらでも良いのですが、宮代町は基本ひらがなを使っているのでしょうか。

(事務局)

宮代町は基本的に平仮名を使っています。法律、固有名詞で決まっているものは漢字です。

(田村委員) わかりました。

(吉澤委員長)

このまま平仮名の表現でいきたいと思います。定義についてはよろしいでしょうか。基本理念に行きます。

「(基本理念) 第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、町民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とします。」

前回も訂正は無かった部分です。よろしいでしょうか。次に進みます。

「(町の責務) 第4条 町は、基本理念にのっとり、手話の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとします。」

今回はここで手話言語という表現が使われていたので、手話に統一しました。

(齊藤委員)

基本理念にのっりとあり、手話への理解が入っていませんが、入れた方が良いのではないのでしょうか。文章が長くて入り辛いです。宮代町で言いたいことがありこのような文章になったのでしょうか。他の部分はさらりといていると思いますが。

(吉澤委員長)

白岡市は、「市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進を図るものとする。」となっていますね。久喜市は「市は、前条の基本理念（次条及び第5条において「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。」、三芳町は「町は、前条の基本理念にのっとり手話に対する理解と手話の普及を図り、手話を使用できる環境整備を行うため必要な施策を推進するものとする。」、宮代は「町は、基本理念にのっとり、手話の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとします。」ですね。

(齊藤委員) 言っていることは良いのですが、長くて入り辛いと思います。皆さんどうですか。

(近藤委員) 社会参加の保障を基本理念に入れたらどうでしょうか。

(齊藤委員)

何か意図があったのでしょうか。一つ一つはわかりますが文章として長いと感じます。皆さんわかれば良いのですが。

(吉澤委員長) 前回変更はしていません。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

基本理念については、全日本ろうあ連盟、市町村モデル条例案の第三条を参考にしています。

第2回の資料の手話でG02の49ページに記載があります。

(齊藤委員) 田村委員ずっと文章入りますか。

(田村委員) よく見えないのですが。

(富澤委員)

文章は何も浮かばないのですが、要は聴こえない人たちが社会生活の中で一般の方と同じように参加するのを保障するための施策ということですよ。言っていることはわかります。

(齊藤委員) 言っていることは間違っていないのです。ただ、文章としてどうなのかと思います。

(富澤委員) 意思疎通ができること、社会参加が出来ること、ということですよ。

(齊藤委員)

これをもう少し文章をすっきりさせることは出来ないのでしょうか。皆さんがこれで良いならいいですが。

(吉澤委員長)

最初のところの「手話の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による」の「手話による」を取り除いたらどうでしょうか。前の文章から受け取ると手話でと受け取りますがきちんと明記しないといけないでしょうか。

(近藤委員) 手話による意思疎通を広めたいわけですよ。

(吉澤委員長)

そうですね。手話ではない方法もありますからね。そこは抜けないですね。どれもやはり大切ですね。

(田村委員) 「手話による」を取り除いてしまうと文意が曖昧になると思います。

(富澤委員)

手話による意思疎通が出来、自立した日常生活や地域における社会参加保障というのを別の言い方にすれば、久喜市のように、手話を使いやすい環境を整備するというように、手話を使いやすい環境イコール意思疎通が出来、社会参加もできるということになるのではないかと思います。

(吉澤委員長)

久喜市のものをそのまま使うような感じですか。「手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。」

(齊藤委員)

文章を区切ったらどうでしょうか。例えば「町は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話への普及を図るよう努めます。手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとします。」としてはいかがでしょう。

(吉澤委員長) どの条例を見ても一文なのですよ。ここは一文なのでしょうか。

(事務局) 一条一文ですね。

(吉澤委員長)

久喜市をもう一度見てみましょう。久喜市は「市は、前条の基本理念（次条及び第5条において「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。」

社会参加保障など素敵なフレーズを使っているのですよね。

(齊藤委員)

施策の推進方針を町が作る時にそのようなものを入れれば良いのではないかと思います。

(田村委員)

図りという言葉をごどのように受け取るかですね。言い方を工夫した方が良いのではないのでしょうか。努めるはいいですね。

(吉澤委員長)

町は、基本理念ののっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとします。

(田村委員) これを読んだときにそうだなと思える文章が良いと思います。

(吉澤委員長)

それでは、町は、基本理念ののっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとします。とします。責務についてはこのようにしたいと思います。次に進みます。

「(町民の役割) 第5条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力するよう努めるものとします。」

前回特に変更は無かった部分です。よろしいでしょうか。では次に行きます。

「(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。」

こちらも前回特に変更はありませんでした。

(齊藤委員)

「手話を必要とする人」という表現が二回出てきます。もっと文をすっきりとさせることは出来ないでしょうか。「(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。」としてはどうでしょうか。

(吉澤委員長)

2回目の「手話を必要とする人」がいらぬですかね。

(齊藤委員) 「サービスの提供、及び働きやすい環境」でしょうか。

(吉澤委員長)

「(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。」

「及び」と「並び」はどう違うのでしょうか。

(田村委員) 「及び」と「また」は似ているのでしょうか。

(吉澤委員長) 「また」「及び」「並びに」表現の使い分けの意図はあるのでしょうか。

(田村委員) なかなか文章では難しい面もあると思います。

(事務局)

「及び」は「AとB」のように2つのことです。「並びに」も同様だと思います。調べてみ

ます。

(田村委員)

二つお話がありましたが、大変勉強になります。「及び」という表現の方がいいかなと感じています。

(吉澤委員長) 田村委員は「並びに」よりも「及び」の方が馴染みがありますか。

(田村委員) はい。「及び」という表現の方がいいかと感じています。

(吉澤委員長) では「及び」でいきましょう。

(事務局)

日常用語では「及び」も「並びに」もある事柄を並列的に接続する場合に使われますが、公営では「及び」は同じレベルの接続するときに使われ、「並びに」は「及び」で接続されたグループと別の事柄を接続する時に使いますとあります。

(吉澤委員長)

では「及び」でしょうかね。大変勉強になりますね。それではこの形で「及び」を使い、いこうかと思います。次に進みます。

「(施策の推進方針) 第7条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとします。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすくする環境づくりに関すること
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること
- (4) その他町長が必要と認めること

ここは前回ご意見が出たところですね。前回は(2)(3)を合わせて(2)としました。何かご意見はありますか。こちらの部分につき、富澤委員より丁寧にご意見いただいておりますがよろしいでしょうか。

(富澤委員)

これは条例の中に盛り込んでもらって、気持ちは条例制定後、これを具体的にどのように進めるか、そちらを大事にしていきたいと思います。

(吉澤委員長)

期待しているところですね。具体的な取り組みを柔軟にできるように、こちらの4つについては細かく限定しない方が良いのではないかというご意見だったかと思います。よろしいでしょうか。田村委員よろしいでしょうか。

(田村委員) 「(4) その他町長が認める」というとかなり広くとっているということですよ。

(吉澤委員長)

条例に無いから出来ませんということにならないようになっています。優先的に取り組むことについてはここに掲げていますが、更に取り組まなければならない施策が出てきたときに条例に無いから出来ませんということにならないように町長の認めてくれることと入れることによって柔軟におこなっていくということです。とても大事な一文なのかもしれないですね。

(田村委員)

町長が認めれば色々なことが可能になるということですよ。その他の町ではないですよ。

(吉澤委員長)

その他の町では無いです。点が入った方が良いのでしょうか。他市町村という意味にとられることがあるということですね。

(田村委員) 他の市ということですか。

(吉澤委員長) 違います。その他、ですね。事務局、点を入れることは出来ますか。

(事務局)

点は入らないです。(1)から(3)までに表すものの他に町長が認めるものということですよ。

(近藤委員) 前3号に掲げるもののほかという表現は出来ますか。

(事務局) 出来ます。

(吉澤委員長)

(3)まで以外ということですね。それでは、「その他」ではなくて、「前3号に掲げるもののほか」でしょうか。

(事務局) 三芳町のものでしょうか。

(富澤委員)

元々の案はそうだったのですが、私が変更の意見を出しました。前3号、前4号というのは固い表現に聞こえました。意味的には(1)～(3)それ以外という意味です。「前3号に掲げるもののほか」という表現は長いので、「その他町長が」とした方が私はわかりやすいと思ったので意見を出しました。それで誤解を招くことになるのであれば戻しても良いかと思いますが。

(吉澤委員長)

他の町と読んでしまう人がいるのではないかとこのところですよ。点は条例としてはつかないとのことです。

(富澤委員)

久喜市は「(5) その他市長が必要と認める事項」となっていて点が入っていません。前回の案の方がわかりやすく、意味が同一であるならば、そちらで構わないかと思いますが。

(吉澤委員長)

文字を打ってみて、田村委員が見た時にどちらがわかりやすいかなというところですよ。今画面に出しますね。

(田村委員)

町民が「前3号」を読んだときに意味がわからないのではないかと思います。一般の町民が読んだときに意味がわからないと思います。

(吉澤委員長)

(1)が号だということが分かりづらいですよ。それであれば、まだ「その他町長が」とした方がわかりやすいでしょうか。残念ながら点は入れられないので。

(田村委員) そうですね。

(吉澤委員長)

それでは「その他」でいきましょう。他にありますか。では次にいきます。

「2 町は、推進方針を、町の施策や別に定める障がい者に関する計画との調和を保ちながら策定するものとします。」

ここは2項と3項に分けたところですよ。前の案を読みますね。「町は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聴くため、これ

らの者との協議の場を設けるものとします。」でした。その前に今の一文を入れて、きちんと策定するということを明記したという流れだったかと思います。

(富澤委員)

前回のたたき台に「別に定める障がい者に関する計画との調和」と入っていなかったです。聴覚障がい者にとっては、これがあってもなくてもというところであると思いますが、町民に理解してもらう時に他の障がいをお持ちの方の意見も聞きますというのも含めて進めていくことが町としても必要だと思ったので、入れました。

(吉澤委員長)

手話を必要とする人のために全てではなくて、色々な障がいのある方の施策もあるので、そのようなものとの調和も図るというところで、この文章を入れていくことを前回案として出していたということですね。特にこちらは問題が無いかと思います。次にいきます。

「3 町は、推進方針について、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとします。」

この一文も大事な文で、当事者抜きで考えないということが大前提かと思います。訂正事項などございますか。

(近藤委員)

「策定及び推進に当たって」という文は分かれたことで無くなっているのですが、策定の場面でも推進の場面でも協議の場面を設けるという理解でよろしいのでしょうか。

(吉澤委員長)

そうですね。そのような意味合いですが。事務局、そのようなことでよろしいでしょうか。

(近藤委員)

推進の場面だけではなく、策定の場面でも協議は必要だと思うのですが。

(富澤委員)

7条の文章にあるように、「町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとします。」とありますが、推進方針を策定する時に、ということですよ。推進方針という何をこれからやっていくか、重点的に宮代町がやっていくか、例えば(1)については、推進方針を立てるときにどんなことをやるか、パンフレットを作るなど協議する場を設けていくわけですよ。その時に推進方針をそこで策定するということですよ。

(近藤委員)

推進方針策定の時にだけ協議で良いのでしょうか。推進の時にも協議をしていきたいですよ。以前のたたき台の時には「策定及び推進に当たっては」とありました。策定の時にも推進の時にもどちらにも協議が必要だと思うのですが。それが今回「推進方針について」となっているんで、どうなのだろうかと思いました。

(吉澤委員長) こちらから省くようにお話は出ていなかったと思いますが。

(近藤委員) 協議の場はとても大事なことだと思います。

(事務局) この部分は皆さまのご意見を反映させる形で、このような形となっています。

(近藤委員)

長くなってしまいましたが、「策定及び推進に当たっては」の方が確かなのではないかと思います。

す。

(吉澤委員長)

推進方針と推進はまた違いますよね。「策定及び推進」をきちんと入れてもらった方が良くと思います

(事務局)

「推進方針について」となっているところを、「町は推進方針を策定し、変更しようとする時は」というのはどうでしょうか。

(近藤委員)

それでも良いですね。策定と変更の時ですね。スタートと変わる時には必ず協議が設けられるということですよ。

(富澤委員)

その方が丁寧ですね。私は、推進方針と推進とを二重につける必要はないかと思います。

(近藤委員) 推進方針の推進ではなくて、変更になるのです。

(富澤委員) 推進方針を策定し、または変更しようとするときとすれば良いのでしょうか。

(吉澤委員長)

変更しようとする時というのは、変更が無ければ最初に意見を言ったきりとなるのではないのでしょうか。

(富澤委員)

それについてなのですが、言語条例が出来ている例えば久喜市の場合は推進するための方針というのを条例後2年程経ってから作っています。方針中の文章が、広報誌やホームページで手話に関する知識や情報の提供に努めますと言い切っています。推進方針を作ることはこれで終わりではなく、努めていくことをうたっているのです。内容に沿って進めるのは当然のことだと思います。

(吉澤委員長)

当然なのですが、推進しているかどうかを進捗管理をする必要があると思います。

(富澤委員) 変更については、もう一度話し合いを求めていく必要があると思います。

(吉澤委員長)

変更というと変更ありきの話となります。変更が無くても順調に進んでいるなど、モニタリングも必要なかと思います。そこが行政だけの評価ではなく、関係者や当事者が入って確認していくことが必要だと思います。

(近藤委員) 何年ごとに見直しを行う、のようなことですよ。

(吉澤委員長)

そうですね。見直しの時にだけ呼ばれるのではなくて、1年に1回や2回など合間にですね。

(近藤委員)

推進方針の見直しを明記する場合はこの条例になるのでしょうか。それとも推進方針側になるのでしょうか。

(富澤委員)

最初の市町村モデル案にはそのようなものが入っていたと思います。ただ少しくどいかという気もします。色々入っていると思います。

(齊藤委員)

推進方針の中に「適宜確認をする会議を開催する」というようなことを入れることは出来ないのでしょうか。ここはこれで押さえておいて。

(近藤委員)

推進方針の見直しはどちらに入るのでしょうか。言語条例に入るのか、または推進方針の中に入るのでしょうか。

(齊藤委員) 条例では協議の場を設けると押さえておいて。

(富澤委員)

モデル条例案では今のところの項目の中に3項として「施策の推進方針を定めるとともに実施状況の点検見直しのため聴覚障がい者及び意思疎通支援者等が参加する手話施策推進会議を設置する」とあります。これを作った協会の資料を読むと、推進会議1回で終わりではなく毎年推進会議を開くのが最適である、しかし実情は必ずしも開かれているわけではないと経過報告にはあるようです。

(吉澤委員長) 進捗会議があることが大事なことだと私は思います。

(近藤委員) 進捗会議がないと、進捗確認が出来ずそのまま流れていることが考えられます。

(吉澤委員長)

作り変える時だけ3回、4回呼ばれて、その時にはまたメンバーも変わってということが考えられますね。事務局で良い表現はありますか。

(事務局)

「町は推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、手話を必要とする人その他の関係者との協議の場を設けるものとします。」というのはいかがででしょうか。

(吉澤委員長) しっかりと明記されていて良いと思いますが。入力してみてください。

(富澤委員)

後半は良いのですが、「町は推進方針を定めるとともに」のここだけを考えると、町が推進方針を定めるというように捉えられると思います。推進方針を作る時には聴こえない人も交え、意見を聞かないといけないと思います。

(近藤委員)

推進方針の策定の時も協議の場を設けられるように、「町は推進方針の策定、実施状況の点検、見直しのため、手話を必要とする人その他の関係者との協議の場を設けるものとします。」としてはどうでしょうか。

(吉澤委員長)

良いですね。田村委員これで全ての協議の場に入れるという形になります。では最後になります。

「(財政措置) 第8条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」

特に良いのでしょうか。前回「努めるものとします。」と変更しています。附則は事務局より説明のあったとおりです。前回かなり見たつもりでしたが、また訂正が出てしまいました。よろしいのでしょうか。

(齊藤委員)

行間を入れることは出来ないのでしょうか。前文と条文の間などどうでしょうか。そうすると見やすいかと思いますが。

(事務局)

決まりがあります。空白の行を入れることは出来ません。印刷して配布時に工夫は出来ませんが、条例として追加することは出来ません。

(吉澤委員長)

基本はこの形で、広報や冊子を作る時には見やすい形に工夫をしてもらってというところですかね。

それでは、ご意見が出尽くしたようでございますので、以上とします。本日予定しておりました議事をすべて終了いたしましたので、進行を司会と交代させていただきます。

3 その他

(司会 宮野課長)

続きまして、次第3 その他でございます。「その他」といたしまして、事務局から連絡事項がございます。事務局から御説明申し上げます。

(事務局)

本日の会議で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて条例素案を修正します。

その後、1月に町の自治体経営会議に条例素案を報告してからパブリックコメントを実施したいので、次回会議を2月16日(木)で予定しておりましたが、こちらを延期いたします。

日程調整をこの場でさせていただきます。候補日は3月末を考えています。

候補日

3月27日(月) 13:30から すてっぷ宮代 会議室

29日(水) 13:30から すてっぷ宮代 はくもくれん

30日(木) 13:30から すてっぷ宮代 しいがし

(吉澤委員長) 皆さんご都合いかがでしょうか。駄目な日がある方いらっしゃいますか。

(高橋委員) 3月27日(月)は都合が悪いです。

(富澤委員) 3月30日(木)は都合が悪いです。

(田村委員) 3月29日(水)か30日(木)が良いです。火曜日は病院に行く予定なので。

(吉澤委員長) 令和5年3月29日(水) 13時30分でいかがでしょうか。

(事務局)

次回会議は、令和5年3月29日(水) 13時30分から、場所はすてっぷ宮代はくもくれんで実施します。連絡事項は以上です。

4 閉会

(司会 宮野課長)

以上をもちまして、第4回(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会を終了いたします。